

ードイツー

1. 大学院における研究者養成

ドイツの大学における課程の修了は、学位試験か国家試験のいずれかに合格し、大学の卒業手続を済ませることにより完了する。第一学位の学位試験は、ディプロム試験かマギスター試験であり、前者は特に自然科学、工学、経済学等の社会科学を対象とし、後者は言語学、芸術等の人文科学を対象とし、それぞれディプロム、マギスターの学位が与えられる（1998年からは、学士及び修士の学位を導入）。博士号を得るには、大学の課程を修了しておくことが基礎資格として必要となっている。

大学教員になるには、次の段階で博士号を取得しなければならない。ドイツには日本や英米の大学院に相当する組織的な研究課程がないため、博士の学位を取得するためには、第一学位を取得した後、博士候補者として研究を続け博士論文を取得しなければならない。通常、博士号取得のために1年間以上大学で研究に従事することが求められているが、現実には3～5年程度かかるとされている。

2. 大学の学術スタッフになるまで

大学の教員は、教授のほか、大学教授資格の取得を採用条件とする上級助手・大学講師（任期は4～6年）、博士号の取得を採用条件とする学術系助手・学術系協力者などがあり、これまで、一般に助手には独立した教育・研究活動が認められておらず、教授のみが独立した教育・研究活動を認められてきた。

しかし、2002年に高等教育大綱法が改正され、優秀な若手研究者が海外に流出するのに歯止めをかけるため、「準教授（Junior Professor）」が新設された（これに伴い「助手」は廃止）。準教授の採用にあたっては、博士号を3年以下で取得し、博士号を取得して3年以内（ポストドク期間）にあることが条件とされる。準教授の任期は基本的に2～3年に限定されているが、通算6年までの任期延長が認められている。

また、従来、大学教授の採用条件となってきた「ハビリタチオン（大学教授資格）」を廃止し、原則として準教授の在職経験を教授の採用条件とした。

さらに、これまで禁止していた学内昇進を一部認めることとし、同じ機関内で準教授を教授に昇進させること（テニュアへの接続）等について、各州が詳細を定めることを認めている。

<大学教員のキャリアモデル>

	従来のシステム	新しいシステム			
(年齢)	教 授	教 授			
40 歳		準教授 (6年以下)	学 術 協 力 者	大学外 あるいは 外国での 研究活動	職 業 実 務
33 歳	助手, 学術協力者等 (大学教授資格取得期間)	ポストドク期間 (3年以下)			
30 歳前後	博士号取得期間	博士号取得期間 (通常3年、実験系 は4年以下)	博士号取得期間 (期限なし)		
	大学修了資格取得期間	大学修了資格取得期間			

表注：網掛け部分においては、原則として独立した研究活動（職業実務）を行う。

資料：文部科学省「諸外国の教育の動き 2002」

《参考》各種援助制度

博士号取得のための援助

- ・州政府による若手研究者育成のための奨学金制度
州（邦）政府が実施。採用期間は2年間。
- ・連邦政府の奨学財団への財政援助による民間奨学財団による援助事業
奨学財団等に財政援助を行い、極めて優秀な博士候補者等に奨学制度を実施
ドイツ国民奨学財団などが実施。採用期間は1年間（2年間の延長可能）

博士号取得者に対する援助

ポスドク研究者に対する援助は、主としてドイツ研究協会（DFG）が実施。

- ・研究奨励金（Forschungsstipendien）
個人的に又は優れた研究指導者の下で、一定の研究計画のもとに研究をする者を支援。
DFGが実施。採用期間は2年間。
- ・ハイゼンベルク・プログラム（Heisenberg-Programm）
特に優れた若手研究者の育成。
DFGが実施。採用期間は3年間（2年間の延長可能）。
- ・エミー・ヌーター・プログラム（Emmy Noether-Programm）
博士号取得直後の若手研究者を対象に研究面での自立を育成。
DFGが実施。採用期間は2～3年間
- ・フンボルト研究奨励金（Humboldt-Forschungs-Stipendien）
海外の若手研究者を招聘してドイツ国内で研究に従事させる。
A v H（フンボルト財団）が実施。採用期間は6～12か月間。
- ・フェオドア・リューネン研究奨励金（Feodor Lynen-Forschungs-Stipendien）
ドイツ人若手研究者を海外の研究機関で一定期間研究に従事させる。
A v Hが実施。採用期間は1～4年間。